

平成19年10月22日(月)
奈良市都市整備部
まちづくり指導室建築指導課
内線 3418

旧ダイエー跡地におけるぱちんこ店の出店計画について

株式会社タウンライトより、奈良市油阪町1-95他(旧ダイエー跡地)において計画していたCDショップをぱちんこ店に用途変更しようとして、平成19年6月19日に提出された計画変更確認申請について、奈良市建築審査会の裁決を受け、建築確認処分を行いました。

当該申請地は、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例による禁止区域であることから、奈良市建築主事はこの条例に抵触するとして、9月7日付けで計画変更確認申請に対し、適合しない旨の通知処分を行ないました。

しかし、9月10日付けで事業主から当該処分について、奈良市建築審査会に審査請求が提出され、10月4日の公開による口頭審査を経て、同月11日に建築審査会で審議された結果、当該条例は建築基準関係規定に含まれないことから「適合しない旨の通知(第H19確不適合奈良市000001号)を取り消す」との裁決がありました。

今後奈良市は、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例に基づき、建築の中止を求めていく予定です。

1. 経過

- | | |
|------------|--|
| 平成18年9月4日 | 奈良市に店舗(CDレンタルショップ・物販)、駐車場を建築する目的で、奈良市開発指導要綱の開発事業に伴う事前協議申請書が提出される |
| 平成19年3月19日 | 開発許可申請書の受付 |
| 平成19年4月11日 | 開発許可処分 |
| 平成19年5月9日 | 開発検査済証交付(同日告示) |
| 平成19年5月11日 | 建築確認申請書が指定確認検査機関に提出される |
| 平成19年5月31日 | 指定確認検査機関が建築確認処分を行う |
| 平成19年6月19日 | 奈良市にレンタルビデオからパチンコ店への計画変更建築確認申請書(用途変更)が提出される |
| 平成19年6月21日 | 奈良市開発指導要綱及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の規制に抵触するため、期限内に確認できない旨の通知を行う |

平成19年7月17日 奈良市建築審査会に審査請求が提出される
(確認保留に対する処分を求める審査請求)
平成19年8月30日 奈良市建築審査会の公開による口頭審査
平成19年9月6日 奈良市建築審査会の裁決
平成19年9月7日 適合しない旨の通知を行う
平成19年9月10日 奈良市建築審査会に審査請求が提出される
(適合しない旨の通知処分の取り消しを求める審査請求)
平成19年10月4日 奈良市建築審査会の公開による口頭審査

2. 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の規制概要

古都としての景観を保全するとともに、市民の良好な生活環境の確保及び青少年の健全育成に資することを目的として、昭和59年1月1日に奈良市ラブホテル等規制条例が施行され、その後、昭和63年4月1日にぱちんこ屋を含め、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例として、施行されました。

当該敷地は商業地域のため、都市計画法に規定する用途地域上、禁止区域ではありませんが、別表第2に定める施設(三笠保育園、大宮児童館)の周囲200m以内であるため建築することが出来ません。